平成２１年（フ）第１０６３９号
東京都品川区戸越５丁目14―17―601
債務者　山下　純子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６８７号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目６―28
債務者　下田　忠一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８０２号
東京都新宿区大京町30―11―502
債務者　古賀　克幸
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９８８号
東京都練馬区大泉町６丁目29―20―605
債務者　松岡　康雅
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５４５号
東京都世田谷区用賀２丁目33番12号
債務者　小宮山麻美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５５８号
東京都東村山市秋津町４丁目19番地17
債務者　小飯塚惠子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５８２号
東京都品川区南大井４丁目６番５号プライムコート501
債務者　河合　元行
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４７１号
横浜市戸塚区品濃町554番地10　立石ハイツ11号
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７２号
横浜市戸塚区品濃町554番地10　立石ハイツ11号
債務者　鈴木　千穂
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０号
栃木県小山市中央町２丁目10番18号　グリーンミユキ小山301号、従前の住所栃木県小山市神鳥谷５丁目３番19号　ドミールU203号
債務者　落合美佳子（旧姓長）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第７３号
栃木県小山市中央町２丁目10番18号　グリーンミユキ小山301号、従前の住所栃木県小山市東城南２丁目９番地５　南マンション503号
債務者　落合　伸康
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第５１３号
東京都町田市金井町2929番地４トロワ玉川学園103
債務者　松橋　良造
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５３６号
東京都東大和市仲原２丁目２番地の54
債務者　池村　一江
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５４０号
東京都多摩市永山４丁目４番地22―306
債務者　磯　　愈
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部